

審 議 票

R3. 12. 21

Ⅱ-2

審議項目	個人情報取扱いの制限①（収集の制限）		
関係規定	現行条例		新法
	第6条		第61条, 第62条, 第64条
移行パターン	規定がなくなる	規定が変わる	新規
	・ 本人外収集の制限 ・ センシティブ情報の収集制限など	・ 収集の制限→保有の制限等	—
新条例への規定の可否	・ 収集の制限そのものは規定できないと考えられる。		

※ 関係規定は、別紙参照

項 目 と 論 点	1 目的の明確化	① 新法は、保有するに当たっての利用目的の特定について規定 ② 利用目的の特定方法
	2 収集の範囲	① 新法は、保有を「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」「特定された利用目的の達成に必要な範囲」に限定
	3 手段の適正性	① 新法は、「偽りその他不正な手段による取得」を禁止
	4 本人外収集の制限	① 新法に本人外収集の直接的な制限規定はなく、保有制限の規定のみから読み取ることは困難 ② 本人外収集を抑制的に考えるべきか否か。抑制すべきとした際の手法
	5 センシティブ情報の収集制限	① 4と同様（新法の行政機関等の規律には、要配慮個人情報の収集の制限規定はない。） ② 新法の「利用目的の達成に必要な範囲」等をどのように担保するのか。
	6 審議会の役割	① 現行の意見聴取手続に代わる審議会の関与が考えられるか。

考 え 方 （ 案 ）	<p><2について></p> <p>① 共通ルールの下では、保有制限の範囲で収集することになる。</p>
	<p><4, 5, 6について></p> <p>① 保有の制限又は適正な取得の考え方に、現行の本人外収集やセンシティブ情報の収集制限の考え方を反映させることは可能ではないか。（ガイドラインへ反映するよう国に意見、市独自の手引に記載など）</p> <p>② 実務としては、新たに個人情報を取り扱うこととなる事務のうち一定のものについて、制度所管課への事前協議を求めることが考えられる。</p> <p>③ 個人情報の取得等について典型的に審議会の意見聴取手続を要件とすることはできないとしても、例えば、要配慮個人情報の取扱い等に関して、個別ケースについて必要に応じ審議会に意見を聴くことができることや、事後的に取扱状況を審議会に報告しなければならないことは、団体内部の手続として新条例に規定することができるのではないか。</p>

主 な 意 見	<p><全体について></p> <p>○ 新法の保有の要件である「必要な場合」や「必要な範囲」の判断が重要である。新条例に独自の制限規定が置けない中では、これらを担保するための内部の仕組みとして、制度所管課への事前協議や審議会への取扱状況の報告などは合理的である。内部手続の判断の妥当性をどう高めるかは課題である。</p>
	<p><3について></p> <p>○ 新法の「偽りその他の不正な手段により取得してはならない」と、現行条例の「適法かつ公正な手段により収集しなければならない」とでは、新法は多少適正でなくてもよい印象を受ける。現行条例の考え方が望ましい。</p>

審 議 票

< 4 について >

- 本人外収集に関する制限は、現行条例においても広く例外が認められており、収集時の考え方として示すことはよいが、特段の内部手続を設ける必要はない。新法の規定の範囲内で収集されていればよいのではないか。

< 6 について >

- 審議会が担ってきた公開の会議による所管課の事務評価のような役割を国の個人情報保護委員会が担うことは考えにくいですが、同委員会が今後どのような機能を担うかによっては、審議会の役割が時限的なものとなる部分が出てくる可能性もあるのではないか。

(考え方(案)の是非に関する意見の状況)

考え方(案)が示すような内部手続を設けることは合理的であるとの上記意見があった。考え方(案)に対する異論はなかった。